

令和 8 年度 精神保健福祉援助実習希望申請の留意事項

下記の事項について、御理解をいただき、申請をお願いいたします。

1 提出書類

- (1) [様式 1] 精神保健福祉援助実習希望願
- (2) [様式 2] 精神保健福祉援助実習希望調書

2 回答期限 令和 8 年 1 月 9 日（金）必着

3 提出先 〒 3 6 2 - 0 8 0 6 埼玉県北足立郡伊奈町小室 8 1 8 - 2 埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川 宛

4 留意事項

- (1) 「令和 8 年度精神保健福祉援助実習受入要領」「埼玉県立精神保健福祉センター実習生受入要件」（別紙 1）を御確認ください。
- (2) 下記のことについて実習生へ事前に御説明いただき、合意を得てくださいますようお願いいたします。

①各実習先では、実習プログラムによっては、実習生個人による実費負担があること（実費負担が難しい場合は、御相談ください）。

例 1：事業や会議への陪席のための県内移動にかかる交通費

②実習開始前に、健康診断書及び感染症の抗体検査の結果（結果によっては予防接種の実施記録）の提出（実習終了後返却）が必要なこと。

③原則、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの時間（休憩 4 5 分）で実習に臨むことができること。

(3) 受入れの決定は、埼玉県立精神保健福祉センター職員による「精神保健福祉士援助実習委員会」にて行います。

(4) 希望が各部署の受入人数を超えた場合、上記委員会で選考を行います。

(5) 御希望に添えない場合があることを御了承ください。

(6) 実習開始にあたっては、協定書を交わすこと、オリエンテーションの出席、健康診断書及び感染症情報等（抗体検査の結果等）の提出が必要となります。
詳細は、別紙 2「健康診断書の提出について」を御参照ください。

5 受入の回答について

令和8年2月末までに、文書にて回答します。

6 受入回答後の手続き

＊下記は、予定です。変更の場合があることを御了承ください。

(1) 令和8年2月末、精神保健福祉センターから受入れについて回答を送付。

(2) 令和8年4月、各校は、精神保健福祉センター宛、実習受入依頼文と実習協定書を送付する。＊受入回答時に詳細を示します。

(3) 実習開始前1か月頃をめぐり、事前打合せ及びオリエンテーションを実施。

(4) 各校は、実習開始日が属する月の前月の10日までに、当該学生健康診断書及び感染症情報を提出してください（実習終了後返却します）。

(5) 実習の開始。

(6) 実習終了後、約1か月後に評価を回答。

7 問合せ先

埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川

電話 048-723-3333（内線1231）

メール n2314452@pref.saitama.lg.jp